

大阪市淀川区役所こどもサポート推進員（会計年度任用職員）募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

「大阪市こどもサポートネット事業実施要綱」に定める、こどもと子育て世帯を総合的に支援する業務とし、主に以下の職務を遂行する。

- （１）担当中学校区内の学校園等におけるスクリーニング会議Ⅱのアセスメントに参画する。（学校園等の巡回には、主に自転車を利用する）
- （２）区役所・保健福祉センターの関係部署及び区内関係機関と連携し、スクリーニング会議Ⅱに基づくアセスメント結果による適切な支援につなぐ。なお、家庭訪問（アウトリーチ）が必要な場合は、学校園等と連携したうえで、保健福祉等の制度説明や必要な申請手続き等を支援する。
- （３）適切な支援につなぐため、区内及び担当中学校区内の学校園等をはじめ、子育て支援に関する地域資源（インフォーマルな資源を含む）の状況を把握する。民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携し、地域における見守りや支援につなぐ。
- （４）学校園等や関係機関、地域団体、NPO 等に対し、こどもの貧困対策の推進に関する研修を実施すること。また、こどもの居場所などの地域資源の開発につなげる相談支援を行う。
- （５）その他、こどもサポートネット事業に関する業務（庶務業務を含む）に従事する。

3. 応募資格

次の（１）、（２）の資格を満たす者が応募することができます。年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（１）次のいずれかに該当する者

- ア. 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者
- イ. 社会福祉主事として、２年以上の福祉事業等に従事した者
- ウ. 自治体において、福祉関係業務または市民活動関係業務について２年以上の従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者
- エ. 教育職員免許状を有し、２年以上の実務経験を有する者（講師等を含む）
- オ. 児童養護施設や母子支援施設等の社会的養護施設において、２年以上の相談支援業務に従事した者
- カ. 前各号に準ずるもの

（２） 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく

なるまでの者

2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またこれに加入した者

4. 任用期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります（2回）

5. 勤務条件等

（1）勤務時間・日数

週4日30時間（月曜日から金曜日のうち、こども教育担当課長が指定する4日間）

・A勤務：午前9時から午後5時15分まで（休憩時間45分を含む）

・B勤務：午前9時15分から午後5時30分まで（休憩時間45分を含む）

※A勤務かB勤務のいずれかとなります。ただし、業務の都合により変更される場合があります。

※必要に応じて時間外勤務に従事していただきます。

（2）休日

土曜日、日曜日、月曜日から金曜日のうち所属長が指定する1日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

※ただし、休日に勤務を命じた場合は、他の日に休日を振り替えます。

（3）勤務場所

大阪市淀川区役所 2階（大阪市淀川区十三東2丁目3番3号）

保健福祉課（こども教育担当）

（4）報酬等

報酬（月額）

176,436円 ～ 238,032円

期末・勤勉手当

なし

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末・勤勉手当は、再度任用された場合、2年目以降は4.65月分（6月、12月の合計）となります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

上記報酬等は募集時点のものです。給与改定等により今後変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：7日 付与期間：令和8年12月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・子の看護等休暇 等 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6. 選考

(1) 選考方法

ア. 筆記（論文）試験

1. 論文テーマ

課題「こどもサポート推進員としての対応について」

2. 字数

600字程度

3. 様式

論文原稿用紙（指定様式）

4. 提出方法

採用申込書等の書類とともに、申込期間内に提出してください。

イ. 口述（面接）試験（1人あたり15分程度）

※合格者については、筆記試験と口述試験を総合的に判定し決定します。（合格基準を定めており、一定の基準に達しない場合は不合格となります。）

(2) 選考日時・場所

ア. 日時

令和8年11月10日（火） 午後1時30分より開始し、随時案内します。

イ. 場所

大阪市淀川区役所 5階 502会議室

7. 申込

(1) 提出書類

次の書類等を郵便等で送付又は持込みしてください。なお、送付される場合は必ず簡易書留等の送付記録が残るもので送付し、封筒には「大阪市淀川区役所こどもサポート推進員受験申込書在中」と朱書きしてください。料金不足の場合は、受け付けません。

※提出書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

ア. 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1 通

※過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

イ. 申し立て書 1 通

※申し立て書は本市所定の様式に限ります。

ウ. 論文 1 通

※論文原稿用紙（指定様式）に本人がパソコンで入力、または自筆で記入してください。

(2) 提出先

〒532-8501 大阪市淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号

大阪市淀川区役所 保健福祉課こども教育担当（2 階 23 番）

(3) 受付期間

令和 8 年 10 月 19 日（月）から令和 8 年 11 月 5 日（木）まで（必着）

- ・ 持込みの場合 : 令和 8 年 11 月 5 日（木）午後 5 時まで
- ・ 郵便等で送付の場合 : 令和 8 年 11 月 5 日（木）必着

(4) 受験案内

受験案内の送付は行いませんので、選考日時に選考場所までお越しください。

(5) 可否の通知及び任用について

試験結果については、受験者全員に書面で通知します。

8. その他

(1) 提出書類に不備があるときには返送する場合があります。なお、このために生じた申込の遅延については、一切責任を負いません。

(2) 提出書類はお返しいたしません。受験に際して淀川区役所が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

(3) 試験当日の集合時刻より 15 分以上遅刻した場合は、受験をお断りします。

(4) 申込の内容及び提出書類等に虚偽のあることが認められた場合並びに受験資格がないことが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。

9. 問い合わせ先

大阪市淀川区役所保健福祉課 こども教育担当2階（担当：四方、浅川）

〒532-8501 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号

電話：06-6308-9417